

大和市監査委員告示第6号

令和7年2月26日付け大和市監査委員告示第5号をもって公表した文化スポーツ部に対する監査結果報告について、市長から措置を講じた旨通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月19日

大和市監査委員 佐藤 光 徳

大和市監査委員 中 村 一 夫

監査の結果	措置の内容
<p>(国際・男女共同参画課) 収入調定に関する事務において、交付決定通知書に基づく調定がなされていないものがあった。</p> <p>(スポーツ課) 収入調定に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。</p>	<p>(国際・男女共同参画課) 補助金交付決定通知書受理の際に調定書起票の確認を行うとともに、課内職員に対し、改めて会計処理に関する関連規則等の周知を行います。 合わせて補助金事務に関する引継書を再度作成し、周知を行います。</p> <p>(スポーツ課) 当該助成金業務に関する手順や、複数人の職員で確認作業を行うなどの注意事項を盛り込んだ文書を作成して課員に周知徹底することにより、当該業務が適切に執行される環境整備と再発防止に努めます。</p>